日野市子どもの権利条例素案に寄せられた意見への回答

日野市子どもの権利条例素案に対する意見公募を昨年8月15日から9月30日まで実施し、163人の方から意見が寄せられました。これらの意見に対する市の考え方の概要を掲載します。

問合せ先　子育て課

子どもの権利条例がなぜ必要なのか

子どもに関する犯罪や児童虐待、いじめ等の子どもに関する痛ましいニュースが連日のように報道されています。これらは、子どもの権利の侵害であり、報道されているのは、氷山の一角です。日野市においても虐待等が実存します。

子どもは本来、大人から見れば弱い立場で支えが必要であります。

「子どもの権利条例よりも健全育成条例を」、「子どもは導かれるもの」といった意見のとおり、子どもをしつけたり教育をして、健全に育成していくことは大切なことです。一方では、子どもの権利を十分に認識することも大切であると考えます。

日野市としては、子どもを健全に育てていくことと子どもの権利に配慮し、それを尊重していくことは相反するものではないと考え、子どもの権利を保障し、守ることを市政の重要課題として、子どもの権利条例を制定し、施策を展開していきたいと考えます。

策定の経過

平成13年8月に子どもの権利条例づくりを目指して庁内に「子どもの権利条例づくり・政策立案プロジェクトチーム」を立ち上げ、条例案作成に向けて議論を進めてきました。その後、子どもの権利条例づくりをプロジェクトチームと協働で考える会議のメンバーを募集し、応募者全員をメンバーとしました。

条例原案は、おとな会議が案をつくり、その上でプロジェクトチームが作成した案と1条ずつすり合わせを行って作成しました。

この条例原案を日野市で検討し、修正を加えたものを、日野市子どもの権利条例素案として意見を求めました。

素案は、日野市が最終的に判断したものであり、その素案の元となる原案についても、おとな会議が単独で作成したものではありません。

おとな会議のメンバー

おとな会議のメンバーの氏名、住所について公表を求める意見もありましたが、日野市情報公開条例により、公開していませんでした。しかし、日野市個人情報保護条例にもとづき、本人の同意があれば公開します。

子どもの定義

第2条で「『子ども』とは、日野市に関わる18歳未満の人」と定義しています。「18歳未満」と定めた根拠や他法との関連についての意見もありました。

日野市子どもの権利条例素案では、「児童の権利に関する条約」「児童福祉法」「児童虐待防止法」など、児童に関する法律等が「18歳未満を子ども」としていることから設定しました。

この定義は、あくまでもこの条例が対象とする人を明らかにしているもので民法をはじめとする他法の定義と相対するものではありません。

また、「日野市に関わる18歳未満の人」の対象は、日野市在住・在学・在勤の人すべてを指します。ただし、条例の適応範囲は、日野市内に限ります。

「これらの人と同等の権利を持つことが適当と認められる人」については、18歳以上の高校生を想定で、条文にこの文章を加えました。その他にも「子どもの権利」を持つことが適当と認められる人も想定しています。

子どもの責務

第8条「子どもの責務」は、子どもたちに、権利は自分だけでなく他者にもあることを理解し、それを尊重していくことの大切さに気づいてもらいたいという意味で条文化しています。しかし、第8条の「子どもの責務」については、わかりやすい表現に代えていくことも考えています。

権利

「遊ぶ権利を認めたら、子どもがその権利を主張して勉強しなくなる、学校に行かなくなる」という意見もありますが、このような時こそ、子どもがなぜ遊ぶ権利を主張してきたのか、子どもとの対話が必要なのではないでしょうか。すべての権利は、他者との関係、また本人自身がもつあらゆる権利のバランスの上に成り立つものです。自分の権利を尊重し、バランスを大切にすることを子どもの権利をきちんと意識し、尊重することです。権利を尊重することで「家庭や学校の崩壊」には決してつながるものではないと考えます。

オンブズパーソン、子どもの権利委員会

子どもが権利を侵害されたと感じたが身近に相談する大人がいない場合など、相談したい時にすぐに相談できる相手の一人として「オンブズパーソン」の設置を条文化します。職務等の詳細決定後にオンブズパーソンを設置する条例の策定を目指します。

制定後

条例制定後は、子どもに配慮しながら、積極的な広報活動を行い、子どもの権利保障を目指します。諸施策においても、子どもの権利保障を意識し、とりわけ、国籍、民族、言語等において少数の立場の子ども、障害のある子ども、施設で暮らしている子ども等の社会的弱者にも配慮します。

まとめ

寄せられた多くの意見を参考に、「子どもは支えが必要」であり、子ども一人ひとりが幸せになれるよう願っているのがこの条例素案です。この条例素案を基本に修正をします。

回答全文及び寄せられた意見は、市ホームページ、市役所2階子育て課、市内各図書館、市立保育園・児童館・学童クラブで見ることができます。

市民サービス向上を目指して
第3次日野市行財政改革大綱実施計画がまとまる

この計画は、第3次日野市行財政改革大綱に位置付けられた改善内容を実行するために、年度ごとの具体的な取り組みをまとめています。実施期間は行革大綱と同様、平成17～22年度の6年間を実施期間としています。

広報今号では、行革大綱の柱立てに沿って実施計画の主な改善策の概要を掲載します。

問合せ先　企画部行財政改革推進担当

Ⅰ　新たなグランドデザインの創造

〈子育て施策の充実〉

・経験・知識のある職員が保育サービスの出張相談を実施
・公立保育園の定員の弾力化として許可定員を25％増
・公立保育園5園で延長保育を実施
・夜間に安心して就労できるような夜間保育体制の確立
・児童館を地域における子育ての拠点に位置付け
・利用者や施設職員等現場の声を十分くみ取りながら、市内児童館8館のうち、4館に指定管理者制度を導入。導入時、利用児童の安全安心を第一に考え、一定期間は新旧事業者間で共同育成等の措置をとりスムーズに移行
・学童クラブの入会希望者全員入所の原則を堅持
・利用者や施設職員等現場の声を十分くみ取りながら、市内23施設の学童クラブのうち、9施設に指定管理者制度を導入。一定期間公立と民間事業者との共同育成等の措置をとりスムーズに移行
・多様化する市民ニーズへの対応として、夜間に利用できる「駅前ミニ子育て応援施設」を開設
・気になる子どもの対応として、専門職員による巡回相談等保育サービスを向上
・子どもの一時預かり、トワイライトステイ等、理由を問わず施設利用ができるように事業を拡大
・放課後子どもプランを全小学校で実施。学校には安全管理員、学習アドバイザーを配置し、放課後の子どもの安全安心の居場所を提供

Ⅱ　身の丈にあった歳出構造への転換

〈給付事業等の見直し〉

・高齢者施策は、対象人口の増加に伴う高齢者福祉の増進のため、見直し
・慶祝経費も高齢者支援事業の充実に当てられるよう工夫

〈日野市福祉事業団の抜本的な改善〉

・平成19年度浅川苑、浅川苑サービスセンターの民間移譲を実施。移譲には一定期間をかけて施設運営体制を整備
・栄町サービスセンターの民間移譲を検討
・つばさ学園、はくちょう学園のNPO法人、社会福祉法人化について検討委員会を設置

〈市立病院事業〉

・経営健全化のために第4次経営健全化計画を策定し、各科ごとに目標を設定
・診療開始時間の繰り上げ、土曜日診療の実施
・救急専従医を配置した救急科の設置、救急患者の積極的な受け入れ
・給与改正、実績による手当支給等勤務環境を改善、医師・看護師の確保
・急性期病院としての役割を明確にして病診連携を強化
・その他、保険請求漏れをしない体制、苦情処理体制等の強化

Ⅲ　時代の変化に即応する職員の能力育成と給与水準

〈定員管理等〉

・定員適正化計画に基づく確実な定員管理を実施（平成22年までに職員数250人削減、純減数150人）
・給食、ごみ焼却処理業務の民間委託、保育園等民営化・指定管理者導入、図書館の嘱託員を活用等することで、創出された人材を新たなニーズに活用
・人事評価システムの運用を図り、行動評価と業績評価の精度向上と昇給、昇任等に活用
・昇給幅を4分割し、能力・業績を昇給に反映
・少数精鋭による効率的な組織運営に対応できる職員を育成

Ⅳ　自治体の創意工夫による財源確保と行政サービスの公平性

〈税徴収率の向上〉

・市税、国保税の現年度処理を中心に、滞納繰越分の処理の早期化を図り、徴収の確実性を向上
・電話催告システムの推進、コンビニ収納等納付機会の拡大

行革実施計画の進行管理体制

本実施計画は、行財政改革大綱に基づく進行管理体制として、市民参画による行政懇談会を設置し、年度進行管理項目の設定、中間期と年度末に進捗状況を確認していきます。

この実施計画の全文は、市ホームページ、七生支所、豊田駅連絡所、市内各図書館で見ることができます。

〈条例・実施計画等〉

・2010プランの実施計画を策定し、数値目標による進行管理体制を確立
・平成19年度に食育推進条例を制定。具体的な取り組みを食育推進計画で位置づけ、推進

耐震改修をした住宅にかかる所得税の特別控除を受けるために必要な証明書を発行します

平成18年に、耐震化促進のため、一定の要件に適合する耐震改修をした住宅について、所得税額から控除する耐震改修促進税制が創設されました。

市では、これに対応するため関係機関等と調整をしていましたが、その準備が整いました。

▼要件

①自ら居住の用に供する木造住宅であること②昭和56年5月31日以前に建築されたものであること③平成18年4月1日～12月31日に現行の耐震基準に適合する耐震改修を行ったものであること

現行の耐震基準に適合した耐震改修とは、次のⒶ～Ⓒのいずれかになります。

Ⓐ市の木造住宅耐震診断の補助を受け、そこで提案された補強設計どおりに施工されたもの（補強工事の設計者、施工者等から設計書どおりに施工されていることの証明があるもの）

Ⓑ㈳日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点が1.0以上である耐震改修で、地盤及び基礎が安全であるもの（記載内容及び施工について、設計者等の証明があるもの）

Ⓒ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受け、当該住宅性能評価書における耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2または等級3であること

▼所得税額から控除される額

耐震改修に要した費用の10％に相当する額かつ20万円が上限（補助事業を受けた場合は、耐震改修に要した費用から補助額を差し引いた額の10％かつ20万円が上限）

▼所得税額から控除を受けるための手続き

市から、要件に適合することについて、住宅耐震改修証明書の交付（手数料200円）を受けて、平成18年分所得税の確定申告を行う必要があります。

▼申請に必要な書類等

①住宅耐震改修証明申請書（建築指導課で配布及び市ホームページからダウンロードできます）②要件①～③が確認できる書類（①、②については、固定資産税の課税証明書、登記事項証明書、建築確認済証など）③負担した住宅耐震改修の費用が確認できる領収書等④耐震改修工事の設計図書、工事写真等

※証明書交付には、記載事項の内容確認を行うため、数日かかる場合があります

▽問合せ先＝建築指導課（☎587・6211）。所得税の特別控除申告については、日野税務署個人課税部門（☎585・5661）

4～9月参加者募集　日野人（ひのびと）「四大運動事業」さわやか健康体操

▽会場・曜日＝別表のとおり

※週1回で全22回

▽内容＝簡単な体操・足腰運動

▽対象＝現在、継続的な運動を行っていない、全日程参加できる60歳以上の市民※運動・体操のサークルに参加している方不可。送迎なし

▽申込み＝3月12日(月)（必着）までに、往復ハガキで（1人1通、夫婦で同一会場を希望の場合は1通）※申込多数の場合は抽選。結果は、3月下旬に通知予定。会場・曜日の変更あり

▽問合せ先＝健康課（☎581・4111）

さわやか健康体操場（途中の他会場への変更は不可）

会場	曜日・時間		定員
生活・保健センター（日野本町1－6－2）	火曜日	午前A（前半・後半） 午前B（前半・後半）	35人 25人
	水曜日	午前（前半・後半）	35人
	金曜日	午前A（前半・後半） 午前B（前半・後半）	35人 25人
南平体育館柔道場（南平4－23－1）	月曜日（金曜日の週もあります）	午前（前半・後半）	35人
	水曜日	午前（前半・後半）	35人
多摩平交流センター（多摩平2－9多摩平の森ふれあい館3階）	水曜日	午前（前半・後半） 午後（前半・後半）	35人 55人
㈱交通遺児育英会学生寮「心塾」（旭が丘4－7－57）	月曜日	午前（前半・後半）	60人
福祉支援センター（高幡1011）	月曜日	午前（前半・後半）	30人
	木曜日	午前（前半・後半）	30人
南平駅西交流センター（平山4－18－1）	木曜日	午前（前半・後半）	30人
落川交流センター（落川1400）	月曜日	午後（前半・後半）	20人
第七幼稚園（旭が丘2－42－1）	金曜日（前半）（後半）	午後 2時20分～3時20分 3時35分～4時35分	25人
平山地区センター（平山5－18－1）	水曜日	午前（前半・後半）	30人
教育センター体育館（程久保550）	木曜日	午後（前半・後半）	35人

会場	曜日・時間		定員
新町交流センター（新町1－13－5）	水曜日	午前（前半・後半）	70人
東町交流センター（日野1241－1）	月曜日	午前（前半・後半）	30人
富士電機システムズ㈱健康増進センター（富士町1）	火曜日	午前（前半・後半）	20人
JA東京みなみ七生支店3階（三沢3－53－15）	月曜日	午後（前半・後半）	35人
勤労・青年会館（多摩平1－10－1）	木曜日	午後（前半・後半）	30人
七生台地区センター（平山3－26－3）	木曜日	午後（前半・後半）	25人
日野台地区センター（日野台4－17）	月曜日	午前（前半・後半）	25人
東宮下地区センター（東平山3－11－20）	水曜日	午前（前半・後半）	20人
高幡福祉センター（高幡964－4浅川苑1階）	木曜日	午後（前半・後半）	25人
マザアス日野（万願寺1－16－1）	木曜日	午後（前半・後半）	25人
高幡不動尊金剛寺法輪閣地下ホール（高幡733）	火曜日	午後（前半・後半）	30人
市立病院3階講堂（新規）（多摩平4－3－1）	火曜日	午後（前半・後半）	20人
新東光寺地区センター（新規）（栄町3－14－1）	木曜日	午前（前半・後半）	20人

※時間の記入のない午前コースは、(前半) 9時30分～10時30分、(後半) 10時45分～11時45分、午後コースは、(前半) 1時30分～2時30分、(後半) 2時45分～3時45分
※生活・保健センターと南平体育館以外、車での来場はできません

さわやか健康体操申し込みハガキの書き方

※夫婦での申し込みは1通で

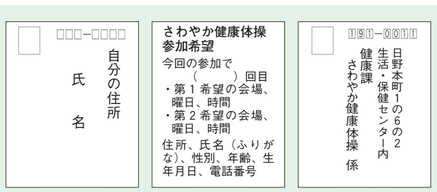

返信用表面　往信用裏面　往信用表面

（広告）
会員募集中！　青色の仲間になりましょう
〈入会金1,000円　会費1,300円／月〉
～青色申告会は働くあなたを応援します～
記帳　決算　福利　金融　法律
あなたのタックスサポーター
社団法人 日野青色申告会
日野市上田220
TEL 042-584-1188
http://www.hino-aoiro.or.jp